

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費

【令和3年度決算】

消費税増税に伴い、引上げられた地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）及び、その他の社会保障施策に要する経費については以下の通りです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 164,245 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,975,844 千円

(単位: 千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業費	38,251			34	2,956	35,261
	高齢者福祉事業費	131,131		2,436	14,662	11,661	102,372
	障害者福祉事業	498,474	207,134	132,047	10,398	45,334	103,561
	児童福祉事業費	479,242	148,111	71,444	24,431	30,877	204,379
	小計	1,147,098	355,245	205,927	49,525	90,828	445,573
社会保険	介護保険事業繰出金	329,863	14,283	7,142		30,057	278,381
	国民健康保険事業繰出金	116,648	15,064	50,429		10,676	40,479
	後期高齢者医療保険繰出金	276,059		40,051		25,294	210,714
	小計	722,570	29,347	97,622	0	66,027	529,574
保健衛生	予防事業	11,085	825			985	9,275
	保健衛生事業	66,438	812	401	37	4,106	61,082
	診療所事業費	12,627				985	11,642
	母子衛生事業費	16,026	756	249		1,314	13,707
	小計	106,176	2,393	650	37	7,390	95,706
合計	1,975,844	386,985	304,199	49,562	164,245	1,070,853	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。